

公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ リーフレット 「法人会自主点検チェックシートを活用していますか？」
- ◆ 「税の相談日」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容
3	9	木	パソコン講座（ワード） 10:30～16:30 於：サンセルコビル7F
3	10	金	パソコン講座（エクセル） 10:30～16:30 於： ノ
3	13	月	経営セミナー 14:00～15:30 於：ソラリア西鉄ホテル
3	16	木	パソコン講座（パワーポイント／操作編） 10:30～16:30 於：サンセルコビル7F
3	17	金	パソコン講座（パワーポイント／実践編） 10:30～16:30 於： ノ
3	20	月	決算事務説明会 14:00～16:30 於：福岡ガーデンパレス
3	24	金	正副会長会 15:00～15:50 於：福岡ガーデンパレス
3	24	金	理事会 16:00～17:00 於： ノ

●支部の行事

月	日	曜	内容
3	8	水	草の根租税講座（第7支部） 10:00～12:30 於：春吉公民館
3	30	木	草の根租税講座（第1・2支部） 10:30～12:00 於：大名公民館

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
3	8	水	役員会 11:00～12:00 於：福新樓
3	9	木	経営セミナー 16:30～18:00 於：福新樓
3	9	木	懇親会 18:00～20:00 於： ノ

●女性部会の行事

月	日	曜	内容
3	17	金	役員会 11:00～12:00 於：事務局会議室

(I) 税務カレンダー

- 3月10日 ●源泉所得税の納付
3月15日 ●所得税の確定申告
●所得税確定損失申告書の提出
●贈与税の申告
●所得税の総収入金額報告書の提出
●確定申告税額の延納の届出書の提出
●個人の青色申告の承認申請
●個人の道府県民税・市町村民税・事業税の申告
●財産債務調書・国外財産調書の提出
3月31日 ●1月決算法人の確定申告
●7月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
●個人事業者の前年分消費税・地方消費税の確定申告

(II) 知らないと損する税情報

法 人 税 率

税理士堤 一博

新聞報道等で紹介されているように、令和4年12月16日公表された「令和5年度与党税制改正大綱」を受け、政府は令和5年2月3日、令和5年度税制改正の関連法案を閣議決定しました。

ご承知のように、税制改正は、国会で法案が成立して初めて制度の改正が実現することになります。通常、税制改正関連法案は3月下旬に通過・成立する運びとなりますので、今回は原案を前提にお話させていただきます。

今回のポイントは、「個人所得課税」では、「NISA制度の抜本的拡充・恒久化」、「資産課税」では、「暦年課税における相続開始前贈与の加算期間等の見直し」、「消費課税」では、「適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置」が挙げられると思います。

A. 「個人所得課税」

「NISA制度の抜本的拡充・恒久化」については、大幅な改正といえます。

そもそも「NISA (Nippon Individual Savings Account)」とは、金融商品に投資をした場合にはその売却益や受取配当には約20%の税金がかかりますが、「NISA口座(非課税口座)」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。個人所得課税の改正が成立した後に登場する「新NISA」では、年間の投資枠や非課税限度額を拡大することが特徴です。

	一般NISA	つみたてNISA	➡	つみたて投資枠	成長投資枠
非課税保有期間	5年間	20年間		非課税保有期間	無期限化
年間非課税枠	120万円	40万円		年間投資枠	120万円

なお、「つみたて投資枠」と「成長投資枠」との併用ができ、現行制度との関係については、2023年末までに現行の「一般NISA」及び「つみたてNISA」制度において投資した商品は、新制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用するとされているようです。

B. 「資産課税」

資産課税では、「相続時精算課税制度の見直し」もインパクトがありますが、「暦年課税における相続開始前贈与の加算期間等の見直し」として、相続税の贈与加算の期間が3年から7年に拡大することが注目されています。

「相続税の3年内贈与加算」は、その相続開始日から3年内に相続人等が被相続人(亡くなった人)から贈与財産をもらっていた場合、相続財産と合算して相続税を計算する制度です。相続開始前3年内に被相続人からの贈与があれば、贈与税の有無に関係なく贈与加算対象となり、贈与税の非課税枠である暦年110万円以内の贈与であっても、3年内贈与加算の対象とするものです。令和5年度税制改正では、この加算期間等を3年から7年に拡大するものです。ただし、相続開始前7年すべての贈与が加算対象になるわけではなく、新たに贈与加算の対象となる期間(4年~7年の期間)の贈与については、100万円を控除した残額が加算対象となります。

たとえば、相続開始5年前に200万円、相続開始1年前に100万円の贈与を受けた場合、相続財産に加算する金額は、200万円(= (200万円 - 100万円) + 100万円 = 200万円)となります。また、令和5年度税制改正の法案が成立しても、

令和6年1月1日以後に贈与で受けた財産に係る相続税から適用する予定となっていますので、令和5年分以前は従来通り3年です。

「消費課税」の「適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置」等については、次回に略説します。

C. 「法人課税」

さて、「法人課税」では、「研究開発費税制（①税額控除率・税額控除上限のメリハリ強化、②研究開発型スタートアップ企業の範囲の拡大、③試験研究費の範囲の見直し）」、「株式を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例」、「中小企業者等の法人税率の特例の延長」、「スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充」、「中小企業投資促進税制等の延長等」、「特定資産の買換え特例の見直し・延長」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の見直し及び適用期限の延長」、「自己発行・自己保有分の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し等」、「残余財産が確定した通算子法人の確定申告書の提出期限の見直し」、「オープンイノベーション促進税制」、「企業の関与による学校教育を通じた企業先導人材の教育」、「企業による先導的研究人材の活用・育成」、「固定資産税・都市計画税の減免措置」が挙げられています。法人税関係の改正は、内容的には、大きな改正というよりは、部分的な縮減・拡充・延長等に力点が置かれているように感じられます。このうち中小企業者に関連が深そうな項目の見直し等を見ていきたいと思います。

(1) 「研究開発費税制」

研究開発税制とは、企業が「試験研究」を行っている場合に、その年に支払った試験研究費の額に応じて法人税額から税額控除を受けられる制度で、①一般試験研究費の額に係る税額控除制度、②中小企業技術基盤強化税制、③特別試験研究費の額に係る税額控除制度の3つから構成されています。このため、それぞれの税額控除要件や法人税額に対する控除上限額が異なっていて、毎年相応の改正がある複雑な税制です。

今回の改正では、①②③のいずれの制度もその適用期限を3か年間延長することとし、「成長と分配の好循環の実現」に向けて、研究開発税制は抜本的に見直しが行われています。①一般試験研究費の額に係る税額控除制度では、投資を増やすインセンティブ強化へメリハリをつけた内容に刷新して税額控除をより受けやすくなるよう、税額控除率の下限を現行の2%から1%に引き下げ、上限を現行の10%から14%にすることとし、試験研究費の額の範囲を見直すとともに、控除税額についても試験研究費の増減に応じて変動させることにしています。

また、②中小企業技術基盤強化税制についても、同様に税額控除率と控除税額の上限が見直されます。

さらに、③特別試験研究費の額に係る税額控除制度では、研究開発型スタートアップ企業の定義が見直されたことで対象が拡大し、博士号取得者などの研究者を活用する場合も優遇措置が行われることとなります。研究開発の質の向上と新たなビジネスモデルの開拓を目的として、試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とするほか、試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用を除外する等、試験研究費の範囲も見直されます。

機会を改めて研究開発税制については、詳解したいと考えています。

(2) 「中小企業者等の法人税率の特例の延長」

以前にも説明しましたが、法人税法上の基本法人税率は、23.2%（平成31年4月1日以後開始事業年度適用）（法人税法第66条第1項）ですが、資本金の額が1億円以下の普通法人等（いわゆる「中小企業者等」）の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については19%（法人税法第66条第2項）の税率が適用されます。さらに、租税特別措置法第43条の3の2第1項の規定により、この19%の税率に代え、上記の年800万円以下の金額については15%の税率が適用されることとされています。ただし、この措置は時限的で、令和5年3月31日までに開始する事業年度の所得金額に適用するとされていますので、令和5年度の税制改正では、この特例の適用を令和7年3月31日までに開始する事業年度まで2か年間延長するものです。中小企業者等では、改正後も引き続き、年800万円以下は15%、年800万円超には23.2%の税率が適用されることとなります。

(3) 「中小企業投資促進税制等の延長等」

中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制については、いずれもその適用期限が令和5年3月31日までの期間内に所定の機械装置等を新規取得等した場合に適用されていますが、この期限を2か年間延長し、令和7年3月31日までの期間とされます。また、中小企業投資促進税制では、その対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他のものに委託するもの、及び中小企業経営強化税制では、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）に加えて、暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外されることになります。これは、副業的に行われていた、いわゆる「コインランドリー節税」や「マイニング節税」に対する規制といえます。括弧書でもわかるように、コインランドリー業あるいは暗号資産マイニング業を本業（主要たる事業）として行うものであれば、今後も両制度の利用は可能です。

ところで、今回の改正に関連して、II 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の議論があります。今後の国会での審議など目を離せないところですので、政府資料の【参考資料】を参考まで掲載しておきます。

【参考資料】 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

我が国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

③ たばこ税

3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場
2023	4	6(木)	9:30～16:00	本 部	新社会人セミナー（1回目） (チラシは2月号に封入済み)	アクロス福岡
		7(金)	〃	〃	〃 (2回目) 〃	〃
	5					
	6	13(火)	15:00～17:00	本 部	総会	西鉄グランドホテル
		13(火)	17:00～18:30	〃	講演会	〃

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウィルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。